

2030年ネイチャーポジティブを達成した世界のイラスト

このイラストは、環境・社会・経済の統合的向上を目指す地域循環共生圏の考え方を踏まえ、生物多様性国家戦略2023-2030の5つの基本戦略を通して2030年ネイチャーポジティブを達成した世界を表現しています。

図中の番号(1-1など)は、次ページ以降の基本戦略ごとのイラストに対応しています。



「ネイチャーポジティブ」イメージキャラクター
だいだらぽじてー
DAIDARAPOSIE



※イラストはあくまでイメージで、正確性を追求するものではありませんので、ご注意ください。

※図中に番号や地域区分等の名称が入っていないイラストもご利用いただけます。

地域循環共生圏

地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業を生み出し続けることで地域課題を解決し続け、自立した地域をつくるとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方です。

地域の主体性を基本として、パートナーシップのもとで、地域が抱える環境・社会・経済課題を統合的に解決していくことから、ローカルSDGsとも言います。

5つの基本戦略と2030年ネイチャーポジティブ

2030年ネイチャーポジティブ(※)達成に向けた道筋は、力強く回転する水車のはたらきで小さな芽を大きく育てていく様子に例えられます。

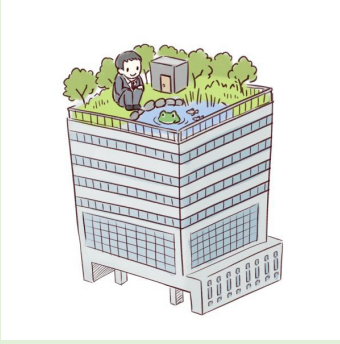
基本戦略1～4は、相互に連携して働き、基本戦略5はこれらの取組を支える軸となります。

※自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること



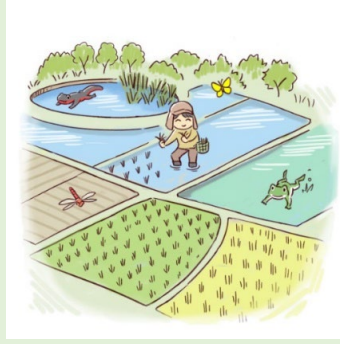
基本戦略ごとのイラスト

基本戦略1 生態系の健全性の回復



1-1 自然共生サイト(都市)

高層ビル屋上に生きものが生息・生育する緑地・ビオトープがある



1-2 自然共生サイト(里地)

生きもの(トンボ、チョウ、カエル、イモリなど)が生息・生育する里地がある



1-3 自然再生(アマモ場)

アマモの種を撒き、様々な生きものが生息・生育するアマモ場を再生している



1-4 自然再生(里山)

二次林伐採や刈り払いをして里山を管理・再生している



1-5 自然再生(草原)

刈り払いをした草を昔ながらの保存方法である「草小積み」で積み上げながら草原を管理・再生している



1-6 侵略的外来種の調査(都市)

港湾でヒアリなどの侵略的外来種が侵入していないか調査をしている



1-7 希少種等保全(里地)

里地にトキやミヤコタナゴなどの希少種やドジョウやトンボなどの普通種が生息・生育している

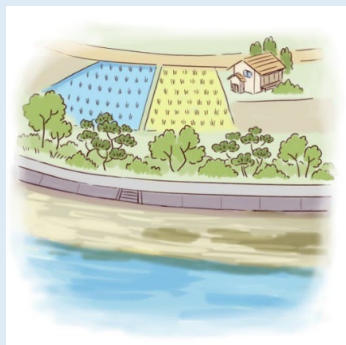


1-8 希少種等保全(里山)

里山にタガメやカワバタモロコなどの希少種やサンショウウオやフナなどの普通種が生息・生育している

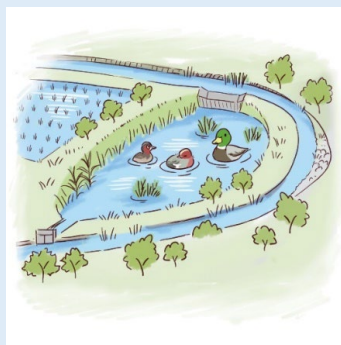


基本戦略2 自然を活用した社会課題の解決



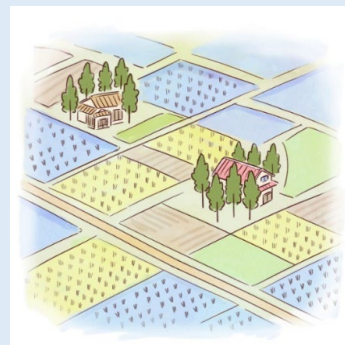
2-1 NbS(海岸防災林)

飛砂や潮風害の防備などの災害防止機能をもつ海岸防災林が植えられている



2-2 NbS(遊水地)

洪水時に河川の流水を一時的に貯留させる遊水地があり、池の側面は自然工法になっている



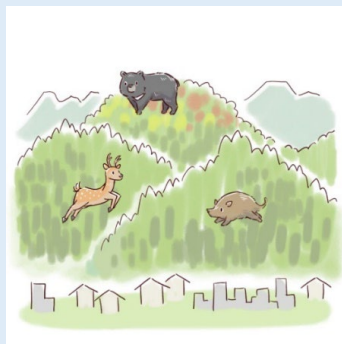
2-3 NbS(屋敷林)

風雪などから建物を守るための屋敷林が民家の周りにある



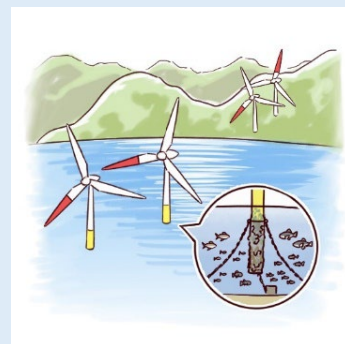
2-4 ブルーカーボン

二酸化炭素の吸収源となるアマモ場が沿岸域に栄えている



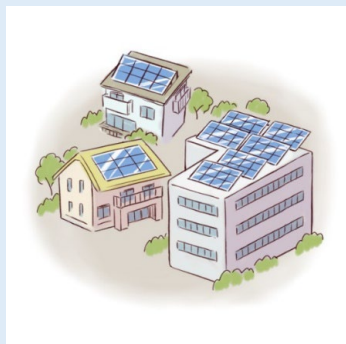
2-5 鳥獣被害の緩和

クマ、シカ、イノシシなどの鳥獣が民家から離れ、本来の生息地である奥山にいる



2-6 再生エネルギー導入時の配慮 (風力発電)

奥山ではスカイラインを分断しないように施設があり、沖合域では浮体式の洋上風力発電施設が漁礁となっている



2-7 再生エネルギー導入時の配慮 (太陽光発電)

都市域の建物の屋根に太陽光発電パネルが設置されている



2-8 持続可能な観光

温室効果ガス排出量の削減が見込まれる電気自動車が観光周遊の交通手段として用いられている



2-9 エコツーリズム (奥山の自然体験)

観光客がガイドから奥山の自然環境や歴史文化などの解説を聞き、その価値や大切さを理解している



2-10 エコツーリズム (沿岸域の自然体験)

観光客がガイドとともにカヤック体験をしながら沿岸域の自然環境にふれいている



2-11 エコツーリズム (登山道整備)

観光客が登山道の整備を行うエコツアーに参加しながら自然体験をしている



2-12 エコツーリズム (農村の文化)

観光客が工芸品のつるかごを作るワークショップに参加しながら文化体験をしている



2-13 エコツーリズム (漁村の文化)

観光客が海女小屋で海女の話聞きながら海の幸を味わい文化体験をしている



2-14 自然を活用した地域づくり

持続可能な方法で生産された木質バイオマスをボイラーの燃料にした薪ストーブを使用している

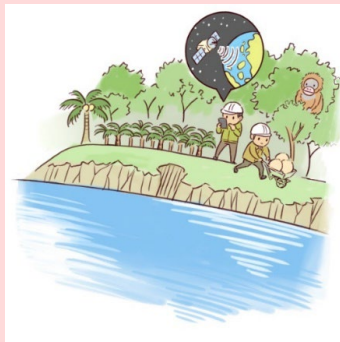


基本戦略3 ネイチャーポジティブ経済の実現



3-1 ESG投融資と企業の情報開示

投資家に持続可能なサプライチェーンについて説明している



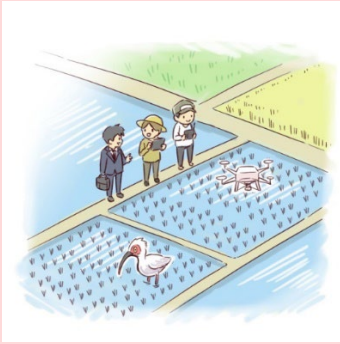
3-2 サプライチェーン (原材料調達)

アブラヤシ農家が持続可能な生産のためにタブレットで農園の位置情報を管理している。周りには熱帯雨林が残っている。



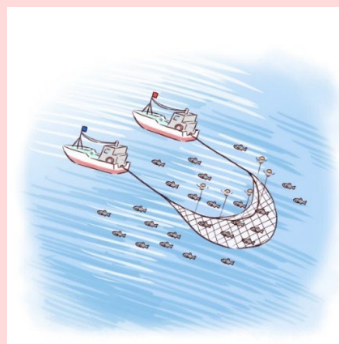
3-3 サプライチェーン(物流)

温室効果ガスの排出を抑えた帆船によって商品が運搬されている



3-4 持続可能な農林水産業 (農業)

有機農業などの環境保全型農業を営んでいる



3-5 持続可能な農林水産業 (漁業)

沖合域において船曳きで採りすぎない持続可能な漁業をしている



基本戦略4

生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人一人の行動変容）



4-1 環境教育(学校)

学校のビオトープで生きもの観察をしている



4-2 環境教育(国立公園)

レンジャーから国立公園の自然環境について教わっている



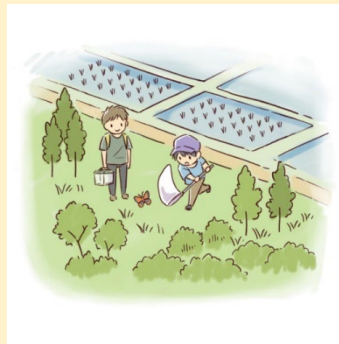
4-3 環境教育(アマモ場)

沿岸域のアマモ場で生きもの観察をしている



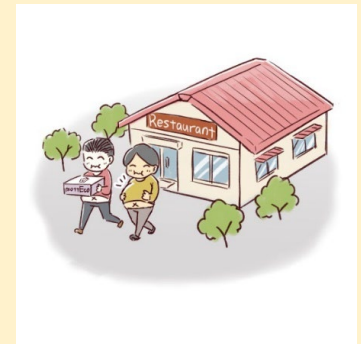
4-4 ふれあい機会の増加(沿岸)

磯遊びや潮干狩りをしている



4-5 ふれあい機会の増加(里地)

田んぼの周りで虫捕りをしている



4-6 食品ロスの削減

飲食店で食べきれない量を注文した上で余ってしまった料理をmottECOのロゴの入った箱に入れて持ち帰っている



4-7 地産地消(農村)

畑の近くの直売所で新鮮な野菜を購入している



4-8 地産地消(漁村)

海の近くの直売所で新鮮な魚介類を購入している



4-9 消費活動

環境ラベルの付いた商品を購入している



4-10 伝統知・地域知(茅葺屋根)

里山でとれた茅を利用した茅葺屋根がある



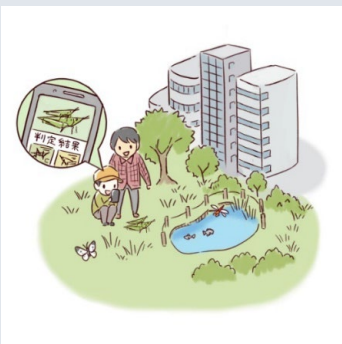
4-11 伝統知・地域知(ほだ木)

里山でとれた木をほだ木にして椎茸を栽培している



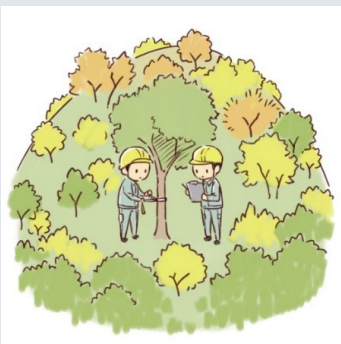
基本戦略5

生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進



5-1 情報基盤の整備

都市部の公園で見つけた生きものの写真を撮ってデータベースで調べている



5-2 基礎調査やモニタリング(森林)

森林でモニタリング調査が行われている



5-3 基礎調査やモニタリング(サンゴ礁)

サンゴ礁でモニタリング調査が行われている



5-4 生物多様性地域戦略

多様な主体が生物多様性地域戦略について話し合っている



5-5 国際協力

里山の自然を視察しに来た外国人に説明をしている



5-6 協力金

国立公園の利用者が環境整備や設備維持等に用いられる協力金を支払っている

※イラストはあくまでイメージで、正確性を追求するものではありませんので、ご注意ください。

イラストの使用上の注意(2024年10月)

- ・コンテンツを利用する際は出典を記載してください。出典の記載方法は以下のとおりです。
(出典記載例)
出典:環境省ホームページ「生物多様性国家戦略2023-2030の普及啓発」(当該ページのURL)など
- ・コンテンツを編集・加工等して利用する場合は、上記出典とは別に、編集・加工等を行ったことを記載してください。また編集・加工した情報を、あたかも国(又は府省等)が作成したかのような態様で公表・利用してはいけません。
(コンテンツを編集・加工等して利用する場合の記載例)
環境省ホームページ「生物多様性国家戦略2023-2030の普及啓発」(当該ページのURL)を加工して作成 など
- ・イラストの使用が次のいずれかに該当する場合、使用を認めないものとします。
 - (1) 商品名、サービス名その他商品、サービス等の商標として使用し、環境省の認定、許可等を受けたものと誤解を与えるおそれがある場合。ただし、環境省の承認を得たときは、この限りでない。
 - (2) イラストに関する取組の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (3) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (4) 特定の政治、思想、宗教、募金の活動に関するものと認められる場合
 - (5) 不当利益を上げようとするような使用となる場合
 - (6) 特定の個人又は団体の売名に利用されるような使用となる場合
 - (7) 第三者に対する誹謗中傷、差別等、利益を害するものと認められる場合
 - (8) 名誉毀損、詐欺等、第三者の権利を侵害する場合
 - (9) 反社会的勢力に関連付けた活動と認められる場合
 - (10) 証明するものとして使用する場合
 - (11) その他環境省が不適切な使用であると判断する場合
- ・イラストは、特定の製品の機能、性能等を示すものではありません。
- ・イラストは、特定の商品名、ブランド名等として使用することはできません。
- ・イラストは、認定、認可等を意味するものではありません。
- ・使用者は、イラストの使用に関する第三者との係争、審判、訴訟等に要した費用(合理的な弁護士費用、訴訟費用等を含む。)を負担するものとします。
- ・使用者は、イラストの使用に関し、第三者に損害を与えた場合、当該使用者がその損害について全ての責任を負うものとし、環境省及び第三者は一切の損害、損失及び責任を負わないものとします。
- ・使用者は、使用方法、表現方法等に関する全ての責任を負うものとし、環境省は一切責任を負わないものとします。
- ・イラストに関する一切の権利は、環境省に帰属します。
- ・使用者が使用上の注意に従っていないと環境省が認めた場合、警告、使用者の公表、イラストを使用した媒体の削除又は回収の要請等、必要な措置を講ずることとします。



© 環境省

この使用上の注意は、今後必要に応じて、使用者の許諾なく改定する場合があります。